

2022年度 お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科（博士前期課程）

人間発達科学 専攻・心理学 コース

推薦入試、学士・修士一貫教育トラック特別選抜
専門試験

試験日：2021年9月5日(日)

試験時間：9時30分～11時30分

【注意事項】

1. 問題1と問題2にそれぞれ別の答案用紙を用いること。
2. 解答する問の順序は任意だが、問の番号を答案用紙に明記すること（例：問題2 (1) 問3）。
3. 答案用紙がさらに必要な場合には申し出ること。

問題 1

以下の英文のうち下線部に書かれている研究について、(1) ~ (3) に日本語で答えなさい。*を付した語句について、本文の後に注があります。

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承願います。

(出典 : Sergent, K., & Stajkovic, A. D. (2020). Women's leadership is associated with fewer deaths during the COVID-19 crisis: Quantitative and qualitative analyses of United States governors. *Journal of Applied Psychology*, 105(8), 771–783. より一部改変)

- (1) 下線部の研究の問い合わせ何であるかを答えなさい。(5点)
- (2) 下線部の研究の背景を簡潔に説明しなさい。(25点)
- (3) 下線部の研究では具体的に何を行ったかを説明しなさい。(20点)

問題 2

(1) 以下の英文の全文を日本語に訳しなさい。なお、直訳すると意味が通じにくい部分は、意訳してもかまいません。(30 点)

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承願います。

(出典 : Goodwin, C. J., & Goodwin, K. A. (2014). *Research in psychology: Methods and design* (7th ed.). John Wiley & Sons. より一部改変)

(2) 問 1 と問 2 に対して、英語で答えなさい。(20 点)

問 1 What is the difference between an independent variable and a dependent variable?

問 2 What is the difference between a within-subjects design and a between-subjects design?

(出典 : Christopher, A. N. (2017). *Interpreting and using statistics in psychological research*. SAGE Publications. より一部改変)

2022年度 お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科（博士前期課程）

人間発達科学 専攻・保育・児童学 コース

一般・社会人特別・推薦・外国人留学生 入試
専門試験

試験日：2021年9月5日(日)

試験時間：9時30分～12時00分

【注意事項】

1. 監督者の「始め」の合図があるまで問題冊子を開けないこと
2. 試験中、用のある場合は手を挙げて監督者を呼ぶこと
3. 問題毎に答案用紙一枚を使用し、問題番号を明記すること
ただし問題内に別途指示がある場合は、それに従うこと

問題1 次の英文を和訳しなさい。なお、引用文献の部分は訳す必要はない。

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承願います。

出典： Pascal, C. & Bertram, T. (2021) What do young children have to say? Recognising their voices, wisdom, agency and need for companionship during the COVID pandemic. *EUROPEAN EARLY CHILDHOOD EDUCATION RESEARCH JOURNAL* (online)

問題2 次の2つの資料を読み、各間に答えなさい。

答案用紙1枚のなかに（1）（2）を分けて記載すること。

- (1) ①で挙げられている、子どもの権利を保障するための専門職に対する方策について、より具体的にはどのような取り組みが必要か、あなたの考えを論じなさい。（300字程度）
- (2) ①②の内容から読み取れることを考慮して、2019年10月から日本で実施されている「幼児教育・保育の無償化」の、子どもの貧困対策にかかる意義と課題について論じなさい。（500字程度）

①

周知のとおり、1989年11月20日に国連総会で賛成一致で採択された国際条約が「児童の権利に関する条約」、通称「子どもの権利条約」である。日本は1994年にこれを批准し締約国の1つになっている。2015年10月現在、196か国が子どもの権利条約の締約国である。2007年の国連総会では、「子どもが経験する貧困は、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる」とされている。つまり、子どもたちの貧困を放置することは子どもの権利を侵害することと同じである。

子どもの権利条約は18歳未満のすべての年齢の子どもたちの権利を保障するものであるものの、乳幼児の権利にあつては保護にかかる事項が未であつたことを踏まえ、国連子どもの権利委員会が採択したのが：一般的見解第7号「乳幼児期の子どもの権利」（以下、見解）である（国連子どもの権利委員会 2006, pp.64-71）。見解では、乳幼児が権利の保有者であり、社会の積極的主体であることが貫かれており、「未熟な人間が成熟した大人になるための社会化的期間に過ぎないとする伝統的な信念を切り替えるべきである」としている。また、乳幼児の意見表明・参加を促進するためには、子どもの意見・気持ちに耳を傾けるおとなとの能力をするとしている。そのために子どもの想・感受者のエンパワーメントも必要であるとして、そのための施策について「より直接的な成果をもたらす介入（たとえば母子のための周産期保健医療、親教育、家庭訪問など）のみならず、「子どもの最善の利益を促進するための親の能力に間接的な影響を与える介入（たとえば、環境と給付、適切な住居、労働時間など）も含めた総合的な対策が必要である」としている。

つまり、幼い子どもの声を聴き取る保護者や教育・ケアの専門職は、聴き取る条件・環境におかれなければならない。そのために、保護者は安定した仕事を家事・育児の両立（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、他方専門職には適正な職員一人あたりの子どもの数や、子どもが能動的に生活・活動するスペースの確保、さらには労働者として働きがいを持続される資金・労働条件がそろっていかなければならない。

（中略）

育所が子どもの貧困対策として重要な理由を6点述べたい。

そもそも保

1つは、子どもが発達・生活する場所だからである。保育所ではゼロ歳（なかには産休明け）の幼い子どもたちが暮らしている。仮にこの子らの家庭が貧困であつても生活時間の3分の1は安心した暮らしをおくることができる（菅原 2015, p.41）。2つめは、子どもと保護者が毎日通うからである。先述の「乳幼児期の子どもの権利」を持ち出すまでもなく、乳幼児の育ちを守るためにには子ども本人だけでなく、その保護者の暮らしにも介入する必要がある。保育所・幼稚園等における保護者支援はこの文脈で行われている。3つめは、保護者の所得制限なく無差別に適用する点である。保育所は所得に関係なく利用できる。保育料の設定は「応能負担」と呼ばれており、所得に応じた設定になつていて。4つめは、公立（市町村立）の施設が多い点である。現行保育制度は公立であつても私立であつても保育所に入所する際には市町村の関与が必要とされている。そのうえで、公立保育所は市町村が直接市町村民を保育する仕組みであり、貧困対策を進める際には公立であるがゆえに他の公的機関とも連携がとりやすい。5つめは多様な専門職による支援がある点である。保育士はもちろんのこと、調理師や栄養士は「食」の観点から、看護師や保健師は「健康」の観点からそれぞれ子どもを育てている。さらに、近年、保育士にもさまざまな専門性が求められるようになっている。6つめは、地域子育て支援も担う点である。保育所は、自園を利用する親子だけでなく、地域に暮らす親子にも対応することになつていて。国庭開放や子育て講座、一時預かりなどが行われている。

(2)

スウェーデンの保育所などの登録児童数は、一九七〇年代から急激に増えた。保育制度の大規模な改革は一九七〇年代初めに行われた。一九七五年に保育所と幼稚園が統合され、就学前学校(förskola)『アレススクール』となつた。

保育における選別主義から普遍主義への転換が目指されたわけだが、この時点ではあくまで「働く親」のためのものであり、「すべての子ども」のためという普遍主義の徹底ではなかつた。社会政策学のト・ナウマンもいうように、スウェーデンにおける保育と就学前教育の普遍主義化は數十年に及び、段階的に行われたのである(Naumann 2011:7)°

一九六八年に保育施設調査委員会が設置された頃の保育所では、入所には所得調査による選別を行っていた。シングルマザーの子どもが多く入所しており、多くの人は保育所は一種の必要悪だとみなしていた(Korpi 2006=2010:37)°

一九七二年には、一九六八年保育施設調査委員会が最終答申を出し、保育所と幼稚園の統合を提言した。保育改革の基本理念として、①すべての親が家庭生活と生計労働を両立するような条件整備は、社会が責任をもつて行つべきで、②保育事業で、生計環境の格差を埋めるべきだなどとされた(Korpi 2006=2010:40)°

①の理念は、突き詰めれば、親の労働のためである。子どものためではない。②の理念は、子どものためだといえるが、生計環境の格差を一举に減らすよりは普遍主義的な政策がすぐに行なわれたわけではなかつた。

一九七三年に国はじめて無償での半日就学前教育をコムエーン(基礎自治体)に義務づけたが、この時点では六歳だけに限られていた(訓解 2010:43; Naumann 2011)°ひとからむそれがわかる。

一九七五年に就学前学校法(förskolelagen)が施行され、保育所と幼稚園が統合された。

一九七六年には、政府と基礎自治体連合が協定を結び、五年間で保育所の定員を一〇万人分増加させ、国の補助金を充実することにした。国の財源は、雇用主から特別税を徴収してまかなかつた。

従来、児童ケア費用は、基礎自治体税、国庫補助金、親が自担する保育料で賄われた。そこに児童ケアの拡充のため、労働力供給の点で恩恵を受ける使用者の費用分担が加わり、一九九二年の経済危機克服パッケージ導入時に廃止されるまで維持された。

使用者負担全額の割合は一九七〇年代に急速に引き上げられた。租税および社会保険料負担全額の内訳をみると、使用者負担全額の割合は一九七〇年の一一・九%から一九七九年には三一%になつた。料率が最も高くなつたのが一九九〇年の三九%で、二〇一〇年が三一%であつた(秋耕 2010a:36)°

保育と就学前教育の拡大のための国の財政支出は大きくなつた。保育と就学前教育のための社会的支出は一九六二~六四年の〇・一五%から一九八七~八八年には二・七五%になつた。一九七五年から一九九〇年の間に、一歳から六歳までの子どもの保育と就学前教育の利用率は一七%から五二%へと拡大した。これほどの量的な拡大にもかかわらず、多くの女性が働きに出るようになつたため、保育の待機児童の列は長かつた。一般的に保育所を利用できるのは、働いている親を持つ子どもや障害児に限られていたのである(Naumann 2011)°

つまり、保育所は実際には「働く親」のためのものになつていた。「すべての子ども」のための普遍主義的なサービスを行う場ではなかつたのである。

なぜ「すべての子ども」のためのサービスとされなかつたのか。それは、まだ子どもが将来「働く親」の存在としてみなされていなかつたからだろう。働くのは親だけである。よつて、「働く親」のための保育サービスを考え充実をせば十分だと発想していたと考えられる。

一九九〇年代までは、私立の保育と就学前教育サービスは公的な児童ケアが足りない場合に、親協同組合 (Föräldrakooperativ) による保育所などが例外的に認められているだけだった。

保育所の民営化をめぐる議論は、一九八〇年代になり保守プロックが風頭し、民間企業による運営で、低成本で質の高いサービス供給が可能となると主張された。電機メーカー大手のエレクトロラックス社が保育事業を展開するピュスリンゲン株式会社を設立したことを契機に、議論が本格化することになった。社民党は、保育の市場化により保育料の格差とそれにともなう質の格差が生じることを懸念し、民営化に反対する姿勢をとっていた。ただし、社民党的右派の中には、一定の枠内で民間企業の保育事業への参入を認めるべきだとの意見もみられた。全体としては、社民党政権は民営化反対の立場から、告示目的で設置された保育所を国庫補助金の支給対象から除外する法律 (通称、ピュスリンゲン法) を一九八四年に成立させ、私立保育所に対するさまざまな規制を設けた (Naumann 2011; 高端・伊集・佐藤 2011:43)。

しかし、一九九一年九月に政権交代が起り、四党による中道右派連合政権が成立した。保守政権は自治体運営でない私立の保育・就学前教育サービス施設の設立に関する規制のほとんどを一九九一年に廃止した。一九九一年にはピュスリンゲン法が廃止され、保育事業への参入が自由化された。それ以後は福利目的の保育所にまで公的資金を利用することが認められるようになつた。また、これまでの国から自治体への伝達を詳細に特定した補助金は、伝達を限定しない一括補助金に一九九三年に変更された (Naumann 2011; 大野 2010:16)。

また、一九九〇年代の経済危機による財政再建策と国から地方への交付金の減額は、保育料の地域間格差をもたらした。一九九一年のバブル経済の崩壊による経済成長の停滞を受け、同年にできた穀健党中心の保守中道連立政権は支出抑制による財政再建策に取り組み、社会保険制度における所得保障率や各種の社会支出の抑制を図り、地方への財政移転の縮小にも踏み込んだ。基層自治体では、経済危機による税収の減少に加え、国からの交付金の減額で、予算の削減を余儀なくされ、保育でも保育士の解雇によるコスト削減が行われた。

これらの規制緩和、民営化、地方分権化という変化は、保育・就学前教育における自治体間の格差をもたらした。しかし、一九九〇年代後半から二〇〇〇年代の初めにかけて、この流れを押しつぶめようとする改革が行われた。その際に新たに強調されたのが、普遍主義であり、中央国家のコントロールの復活である。

保育・就学前教育における教育の視点が強調され、一九九六年には公的児童ケアの行政責任が社会省 (Socialdepartementet) から教育省 (Utbildningsdepartementet) へと移管された。一九九八年には就学前学校最初のナショナルカリキュラムである就学前学校学習指導要領 (Läroplan för förskolan: 通称 Lpfö98) が策定された (大野 2010:18)。この教育の論理にしたがつて、一九九九年には幼稚期の教育への側定法上の権利はすべての子どもに拡大され、失業中や働いていない親の子どもも含むようになつた。一九九九年の法律は、すべての一歳以上の子どもに申請から三ヶ月以内に保育の場所を用意する「PA」を自治体に義務づけた (Naumann 2011:9)。二〇〇三年には四歳児と五歳児の保育が無償化された (Korpi 2006=2010:100)。

問題3 下記の文章を読んで、(1) 及び (2) に答えなさい。

- (1) ピアジェ心理学（観察や観察記述）についてよくある二つの批判とはどのような点であると著者は述べているか、300字程度で答えなさい。
- (2) 一方、著者はピアジェの観察記述のどのような点を批判しているか、ピアジェ自身の観察記述にも言及しながら答えなさい。(400字程度)

大学の学部講義で、有名な理論家たちを批判的に評価するのだが、科学的心理学の領域内ではどういうことが「文化的に」受け入れられている方法なのかについては、多くを語り得る。たとえば、ピアジェ心理学についてのよくある二つの批判は、彼が少数の、特異な観察に基づいているという点と、彼が参加者と潜在的に緊密関係 (involvement) にあるという点である。前者の批判からは、繰り返しの再現が必要で、信用できないとされる。それは彼のデータが孤立した（単独の）予想外の事例であり、例外的かつ非・平均的なものだからだとされる。学生たちがピアジェの観察を論じるときは、「逸話」という言葉に厳しい書き方となっている（もっとも、靈長類学者のリチャード・バーンの名言、「私のデータ、あなたの観察、誰かの逸話、これらの間の違いはきわめて主観的なものだ！」というものがある）。孤立した観察に対する不信感には多くの理由がある。「データは下手に記録されているかもしれない」「単に特殊な例であり、全領域に播撒ぶりをかけるものではない」「周辺に取り巻くものが文脈的に影響を与えていたり、それなりに理にかなった関心をはるかに超えたところにまで及ぶ。つまり、実際には、すべての方法——実験や非関与的観察、かかわることにも同様——に及ぶのである。実際には、文脈と典型性についてより豊かな情報を提供しているのは科学者や観察者の個人的緊密関係なのである。

これは、最もうまくいっているときでも、バランスをとるのは難しい。ピアジェについて彼が緊密関係のなかでの研究であることへの批判は皮肉なものである。彼の観察は美しく、彼の子どもたちの「もの」的世界に関連した興味への強い共感が表れているにもかかわらず、子どもたちの社会的世界との関係については、奇妙なぐらいい、かかわろうとしていない。次の、生後10か月のジャックリーヌについての繊細な記述をみていただきたい。

観察 63.0 にて；10(3) Jは鼻を母親の頬に近づけて押しつけた。そのため、彼女は息がつまって、大きな音を立てて荒い息になった。この現象に彼女はただちに興味を示し、単に繰り返したり、探索するために若干バリエーションを加える代わりに、そのこと自体をおもしろがって、ただちに多様に変化させた。1～2インチ引き離して、鼻をねじり、クンクン嗅ぐのと息を吐き出すのとを激しく交互させ（あたかも鼻をかむように）、自分の鼻を母親のほおにはげしくぶち当てて、けらけらと笑った。この行為は、少なくとも 1 日一回、それを 1 か月以上儀式的に繰り返していた。

ピアジェの観察はジャックリース個人の行為と感覚的興味に焦点を当てている。観察は他者や彼自身からの反応は含んでいない（もしも、それがあったとしても、この現象とは無関係なことと見なされていただろう）。しかしながら、この特定の事例についていえば、ほおに鼻をこすりつけられて息を吹き込まれ、さらに耳では 10 か月の娘が心から笑っているのを聞いているはずの母親が無反応だとは到底信じがたい。あるいは、この後に続けて、他の人たちが何の反応も示さなかつたというのも、さらにジャックリースの行為や興味を示したことが彼らに何のインパクトも与えなかつたというのも、信じられないことである。ピアジェのジャックリースの観察は、彼女が興味を示したことや、好奇心をもつたこと、遊び心になったことなどを鋭く目に留めているにもかかわらず、彼女については彼自身とは距離を置いた、かかりのないものとして描かれている。

こういうことが欠けているということは科学にとって問題である。この事例で言えば、対人的感情や反応は当該の行為の発達やさらなる探求にとってどのようにかかわるかは完全に無視されている。観察者がおもしろがることは、赤ちゃんが彼らをおもしろがらせることを楽しんでいることを気づかせてくれたかもしれない。そのことはまた、観察者に、その現象が動機づけや情動と結びついていることを敏感に気づかせてくれたかもしれない。私たちが観察している現象を感じ取ること（feeling for）は、それを観察することをより鋭敏なものにしてくれるのである。

出典：ヴァスデヴィ・レディ（2008/2015）『驚くべき乳幼児の心の世界－「二人称的アプローチ」から見えてくること』、佐伯胖（訳）ミネルヴァ書房。（一部改変）